

奥積雅彦[OKU Z U MI Masahiko]
[オクヅミ マサヒコ]
(総務省統計研究研修所教官)

市町村名の「づ」のローマ字表記プラスアルファ

1 はじめに

入手可能な直近の国勢調査の統計表における市町村名のローマ字表記について検索したところ、ふりがなの「づ」は、いずれもZU(zu)と表記(参考1)され、「づ」をDU(du)と表記されているケースはありませんでした。そこで、「づ」のローマ字表記の方法について、学び直しをしましたので紹介します。

2 ローマ字表記の方法は複数存在

ローマ字表記の方法には、これまで、複数の方式があり、幕末から昭和にかけて紆余曲折があったようです。ここで、代表的な表記方法を紹介します。

◆ヘボン式ローマ字

幕末に來日したアメリカ人宣教師 J. C. ヘボン(James Curtis Hepburn, 1815 - 1911)が考案したものです。ヘボン式ローマ字はこの彼が編纂した和英辞書「和英語林集成」の記述法です。明治学院大学の和英語林集成デジタルアーカイブスのサイトに詳しく説明されています。

◆日本式ローマ字

天文学者 寺尾寿が考案して明治 18 年(1885 年)に物理学者 田中館愛橘が提唱した方式

◆訓令式ローマ字(戦前)

明治時代からローマ字表記にはヘボン式、日本式などがありましたが、統一を欠き、使用上不便があったことから、これを統一しようということになり、昭和 12 年(1937 年)に 内閣訓令第 3 号(別掲 1)が定められました。それが 訓令式の源流です。

◆訓令式ローマ字(戦後)

戦後、ローマ字表記は、ヘボン式、訓令式(昭和 12 年内閣訓令第 3 号)などいくつかの方式が併存し、再び混乱することとなりましたが、昭和 29 年(1954 年)に 内閣告示第 1 号(別掲 2)が定められ、同時に定められた内閣訓令第 1 号(別掲 2)において「…よりどころとすべきローマ字のつづり方を、本日、内閣告示第 1 号をもって告示した。今後、各官庁において、ローマ字で国語を書き表す場合には、このつづり方によるとともに、広く各方面に、この使用を勧めて、その制定の趣旨が徹底するように努めることを希望する。」とされ、この訓令により昭和 12 年内閣訓令第 3 号は廃止されました。

3 「づ」のローマ字表記は ZU それとも DU ?

ヘボン式ローマ字、訓令式ローマ字(戦前)では、「づ」はいずれもZU(「ず」と同じ)です。

日本式ローマ字では、「づ」はDU(「ず」はZU)です。

訓令式ローマ字(戦後)では、「づ」はZUを基本とし、国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限りDUとしても差し支えないとされています。

ZUは、発音に忠実であると思いますが、ひらがなに復元しにくいことは否めません(「ず」なのか「づ」なのか)が判然としません。

一方、DUは、「どう」と発音される可能性もあり、発音に忠実ではないように思います。

余談ですが「どう」は、那覇市の玉陵(たまうどうん)、沖縄料理のイナムドゥチ(イナムルチ)、エンターテイメント集団シルク・ドゥ・ソレイユ(フランス語: Cirque du Soleil)のどう(ドウ)の発音を想起し、これらは、いずれも「づ」の発音のように濁らないように聞こえます

一メモ

沖縄県HP「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール【別冊】対訳事例集(一般名詞版/地名版)」(平成 31 年 3 月改訂版)によれば、玉陵を「Tama-**u**dun mausoleum」としています(mausoleum は、霊廟(れいびょう)の意)。

4 現代仮名遣いにおける「づ」と「ず」の使い分け

現代仮名遣いで、「づ」と「ず」の使い分けのよりどころについては、昭和 61 年内閣告示第 1 号(現代仮名遣い)

(別掲 3)があります。この告示では、まず前書きがあり、告示の趣旨を理解する上で留意すべきことが明記されています。そのなかで、「づ」については、表記の慣習を尊重することとされています。

(要約)

○現代仮名遣いの原則に基づくきまり

| 現代仮名遣い | 歴史的仮名遣い* |
|---|-------------------------------|
| ・「ず」の例 水(みず) 珍しい(めづらしい) | ・「づ」の例 水(みづ) 珍しい(めづらしい) |
| *歴史的仮名遣いは、明治以降、「現代かなづかい」(昭和 21 年内閣告示第 33 号)の行われる以前には、社会一般の基準として行われていたもの(前掲の現代仮名遣いの告示の前書き 8 による) | |

○表記の慣習による現代仮名遣いの特例

| |
|---|
| ・同音の連呼によって生じた「づ」の例 つづみ(鼓) つづら つづく(続く) つづる(綴る) |
| ・二語の連合によって生じた「づ」の例 みかづき(三日月) たけづつ(竹筒) もとづく(基づく) なお、一般に二語に分解しにくいものは、「ず」を用いて書くことを本則とし、「づ」を用いて書くことも可。 例：稲妻(いなずま、いなづま) |

5 雑感

筆者は、今回の調べもので、四半世紀以上前に市町村名のふりがなの「づ」は慣習が尊重され、ヘボン式のローマ字表記は音韻が優先されていることを学習した記憶がよみがえりました。また、今回の学び直しの過程で、沖縄県における「しまくとぅば」の表記についての普及継承の取り組みの資料に出会うことができました。

さらに、今回の学び直しの過程で、市町村名のふりがなに「づ」のつく市町村によっては、そのWEBサイトに当該自治体のローマ字表記の方法についての問い合わせに答

えるようなコンテンツが散見されました。ここに、そのサイトの事例を紹介します(参考2)。やはり、「市町村名のふりがなの「づ」の文字入力ではDUなのに、市町村名のローマ字表記ではZU。ZU それとも DU どっちなんだい?」という問い合わせも少なからずあるのではないかと想像しました。一方で、市町村の名称は、ふりがなやローマ字では表現できない歴史や文化の重みがあると感じました(筆者の脳内の脆弱なCPUにおける根拠のない身勝手な感想です。)

【参考1】市町村名のふりがなに「づ」のつく市町村一覧

(令和2年^{2020年}10月1日現在)

| 地域コード | 都道府県 | 市町村 | 市町村(ふりがな) | 市町村(ローマ字) |
|-------|------|-------|-----------|-------------------|
| 5209 | 秋田県 | 鹿角市 | かづのし | Kazuno-shi |
| 7202 | 福島県 | 会津若松市 | あいづわかまつし | Aizuwakamatsu-shi |
| 7368 | 福島県 | 南会津町 | みなみあいづまち | Minamiaizu-machi |
| 7405 | 福島県 | 西会津町 | にしあいづまち | Nishiaizu-machi |
| 7421 | 福島県 | 会津坂下町 | あいづばんげまち | Aizubange-machi |
| 7423 | 福島県 | 柳津町 | やないづまち | Yanaizu-machi |
| 7447 | 福島県 | 会津美里町 | あいづみさとまち | Aizumisato-machi |
| 12206 | 千葉県 | 木更津市 | きさらづし | Kisarazu-shi |
| 13364 | 東京都 | 神津島村 | こうづしまむら | Kouzushima-mura |
| 14383 | 神奈川県 | 真鶴町 | まなづるまち | Manazuru-machi |
| 16204 | 富山県 | 魚津市 | うおづし | Uozu-shi |
| 20220 | 長野県 | 安曇野市 | あづみのし | Azumino-shi |
| 20590 | 長野県 | 飯綱町 | いづなまち | Iizuna-machi |
| 21221 | 岐阜県 | 海津市 | かいづし | Kaizu-shi |
| 22203 | 静岡県 | 沼津市 | ぬまづし | Numazu-shi |
| 22212 | 静岡県 | 焼津市 | やいづし | Yaiizu-shi |
| 22302 | 静岡県 | 河津町 | かわづちよう | Kawazu-cho |
| 26202 | 京都府 | 舞鶴市 | まいづるし | Maizuru-shi |
| 26205 | 京都府 | 宮津市 | みやづし | Miyazu-shi |
| 26214 | 京都府 | 木津川市 | きづがわし | Kizugawa-shi |
| 26365 | 京都府 | 和束町 | わづかちよう | Wazuka-cho |
| 27208 | 大阪府 | 貝塚市 | かいづかし | Kaizuka-shi |
| 28214 | 兵庫県 | 宝塚市 | たからづかし | Takarazuka-shi |
| 31328 | 鳥取県 | 智頭町 | ちづちよう | Chizu-cho |
| 31384 | 鳥取県 | 日吉津村 | ひえづそん | Hiezu-son |
| 37386 | 香川県 | 宇多津町 | うたづちよう | Utazu-cho |
| 40205 | 福岡県 | 飯塚市 | いづかし | Iizuka-shi |
| 43403 | 熊本県 | 大津町 | おおづまち | Ozu-machi |

余談 今回の調べものは、頭痛の種にはなりません。ちなみに、頭痛は、現代仮名遣いでは「ずつう」、歴史的仮名遣いでは「づつう」です。

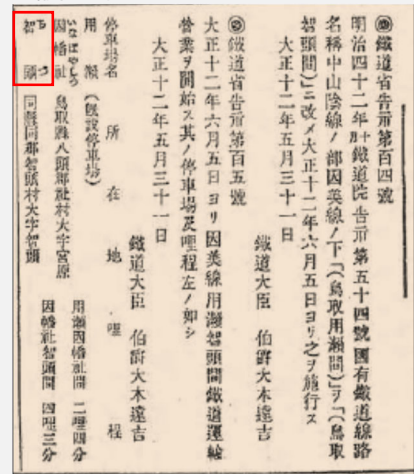
【参考2】市町村名のふりがなに「づ」のつく市町村のHPでローマ字表記の方法について説明しているサイトの例

- ◇福島県会津若松市
ローマ字表記は「A I D U」ではないのですか?
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009020200016/>
- ◇長野県安曇野市
ローマ字表記について「あづみの」の「づ」は「ZU」と表記
<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/7/10799.html>
- ◇岐阜県海津市
「かいづ」のローマ字表記について
<https://www.city.kaizu.lg.jp/shisei/0000001968.html>
- ◇兵庫県宝塚市
市の紹介 よくある質問>市名のローマ字表記について
<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/faq/5000002/500013/5000086/5000727.html>

一口メモ

鳥取県智頭町のHPに「智頭の名前の由来」が掲載されています。
https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/kikaku/about_chizu/history/
今回の調べもので、智頭町の歴史に出会い、智頭は、歴史的には、道の合流するところ(交通の要衝)に由来するとする説があることを知りました。そして、智頭町の町名のふりがな「ちづ」は歴史的仮名遣いに由来しており、JRと智頭急行の智頭駅の駅名標の「ちず」は現代仮名遣いによっていることなど、新たな発見もありました(現在のJR智頭駅の開設当時の仮名遣いは、次のとおり「ちづ」)。

○大正12年鉄道省告示第105号(因美線用瀬智頭間鉄道運輸営業開始)



【画像】国立国会図書館デジタルコレクション

【別掲 1】

●昭和 12 年内閣訓令第 3 号 (国語ノローマ字綴方統一ノ件)

| | | |
|--|--|---|
| ●内閣訓令第 3 号 各官廳 内閣總理大臣 公 爵 近衛 文 磨 | 訓 令 一、内閣訓令第 3 号 (国語ノローマ字綴方統一ノ件) 二、前號ニ定ムルモノ外ニ付テハ概ネ左ノ例ニ依ル 一、長音ノ符號ヲ附スル場合ニハ okasama, ka-yū, Osaka ノ如ク「」ヲ用フルコト 二、撥音ハ總シテロヲ以テ表ヘシコト 三、撥音ロト共ノ次ニ來ル母音(ヤ)合(ム)トヲ切離ス必要アルトキハ him-i, kin-yō-i, Shi-kuho ノ如ク「」ヲ用フルコト 四、促音ハ gaku, hapyō, iossa, Sanpō ノ如ク子音ヲ重ネテ之ヲ表ハスコト 五、文字ノ書始及固有名词ノ Wagakuni no…… Sizuoka, Masasige ノ如ク語頭ヲ大文字トスルコト尙固有名词以外ノ名詞ノ語頭ヲ大文字トスルモ差支ナシ 六、特殊音ノ表記ハ自由トス | 一、内閣訓令第 3 号 (国語ノローマ字綴方統一ノ件) 二、前號ニ定ムルモノ外ニ付テハ概ネ左ノ例ニ依ル 一、長音ノ符號ヲ附スル場合ニハ okasama, ka-yū, Osaka ノ如ク「」ヲ用フルコト 二、撥音ハ總シテロヲ以テ表ヘシコト 三、撥音ロト共ノ次ニ來ル母音(ヤ)合(ム)トヲ切離ス必要アルトキハ him-i, kin-yō-i, Shi-kuho ノ如ク「」ヲ用フルコト 四、促音ハ gaku, hapyō, iossa, Sanpō ノ如ク子音ヲ重ネテ之ヲ表ハスコト 五、文字ノ書始及固有名词ノ Wagakuni no…… Sizuoka, Masasige ノ如ク語頭ヲ大文字トスルコト尙固有名词以外ノ名詞ノ語頭ヲ大文字トスルモ差支ナシ 六、特殊音ノ表記ハ自由トス |
|--|--|---|

【画像】 国立国会図書館デジタルコレクション

【別掲 2】

○昭和 29 年内閣告示第 1 号 (国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める件)

○昭和 29 年内閣訓令第 1 号 (ローマ字のつづり方の実施について)

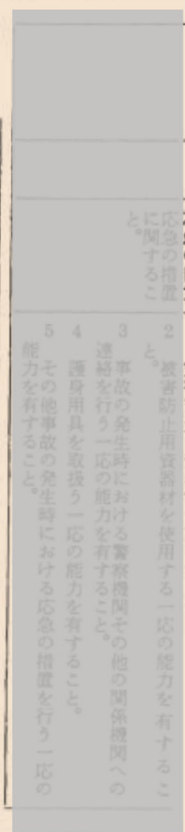
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|----|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| 昭和二十九年 十二月九日 | 告 示 | ●内閣告示第一号 国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のよりに定める。 昭和二十九年十一月九日 内閣總理大臣 吉田 茂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 一般に国語を書き表わす場合は、第 1 表に掲げたつづり方によるものとする。</p> <p>2 国際的慣習その他の従来の慣例をにわかにかたがちな事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によつてもとしつかない。</p> <p>3 前二項のいずれの場合において 6、おたわねをかきを適用する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 1 表 () は置出を示す。 | <table border="1"><tr><td>a</td><td>i</td><td>u</td><td>e</td><td>o</td><td>ka</td><td>ki</td><td>ku</td><td>ke</td><td>ko</td><td>kyā</td><td>kyū</td><td>kyō</td></tr><tr><td>sa</td><td>si</td><td>su</td><td>so</td><td>so</td><td>syā</td><td>syū</td><td>syō</td><td>tya</td><td>tyū</td><td>tyō</td><td>nyā</td><td>nyū</td><td>nyō</td></tr><tr><td>ha</td><td>hi</td><td>hu</td><td>he</td><td>ho</td><td>hyā</td><td>hyū</td><td>hyō</td><td>ma</td><td>mi</td><td>mu</td><td>me</td><td>mo</td></tr><tr><td>ya</td><td>i</td><td>yu</td><td>e</td><td>yo</td><td>ryā</td><td>ryū</td><td>ryō</td><td>wa</td><td>i</td><td>u</td><td>e</td><td>o</td></tr><tr><td>ga</td><td>gi</td><td>gu</td><td>ge</td><td>go</td><td>gyā</td><td>gyū</td><td>gyō</td><td>za</td><td>zi</td><td>zu</td><td>ze</td><td>zo</td></tr><tr><td>da</td><td>zi</td><td>zu</td><td>de</td><td>do</td><td>zyā</td><td>zyū</td><td>zyō</td><td>ba</td><td>bi</td><td>bu</td><td>be</td><td>bo</td></tr><tr><td>pa</td><td>pi</td><td>pu</td><td>pe</td><td>po</td><td>pyā</td><td>pyū</td><td>pyō</td></tr></table> | a | i | u | e | o | ka | ki | ku | ke | ko | kyā | kyū | kyō | sa | si | su | so | so | syā | syū | syō | tya | tyū | tyō | nyā | nyū | nyō | ha | hi | hu | he | ho | hyā | hyū | hyō | ma | mi | mu | me | mo | ya | i | yu | e | yo | ryā | ryū | ryō | wa | i | u | e | o | ga | gi | gu | ge | go | gyā | gyū | gyō | za | zi | zu | ze | zo | da | zi | zu | de | do | zyā | zyū | zyō | ba | bi | bu | be | bo | pa | pi | pu | pe | po | pyā | pyū | pyō | 第 2 表 shā shī shū shō chā chī chu cho di ji fu jo ka kwā dya dyō gwa wo |
| a | i | u | e | o | ka | ki | ku | ke | ko | kyā | kyū | kyō | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| sa | si | su | so | so | syā | syū | syō | tya | tyū | tyō | nyā | nyū | nyō | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ha | hi | hu | he | ho | hyā | hyū | hyō | ma | mi | mu | me | mo | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ya | i | yu | e | yo | ryā | ryū | ryō | wa | i | u | e | o | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ga | gi | gu | ge | go | gyā | gyū | gyō | za | zi | zu | ze | zo | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| da | zi | zu | de | do | zyā | zyū | zyō | ba | bi | bu | be | bo | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| pa | pi | pu | pe | po | pyā | pyū | pyō | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|-----|
| 訓 令 | 各官廳 |
| ●内閣訓令第 1 号 各官廳 国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方については、昭和二十九年九月二十一日内閣訓令第 3 号をもつてその統一を図り、爾次これが実行を期したのであるが、その後、再びいくつかの方法が並び行われるようになったり、官庁等の事務処理、一般社会生活 | |
| また教育・学術のうえにおいて、多くの不便があつた。これを統一し、単一化するとは、事務効率を高め、教育の効果をあげ、学術の進歩を図るうえに資するところが少なくないと信ずる。 | |
| よつて政府は、今回国語審議会の建議の趣旨を採択して、よりどころとなすべきローマ字のつづり方を、本日、内閣告示第一号をもつて告示した。今後、各官庁において、ローマ字で国語を書き表わす場合には、このつづり方 | |
| によるものとし、広く各方面に、この使用を勧めて、その制定の趣旨が徹底するように努めることを希冀する。 | |
| なお、昭和二十一年九月二十一日内閣訓令第 3 号は、廢止する。 | |
| 昭和二十九年十二月九日 内閣總理大臣 吉田 茂 | |

【画像】 昭和 29 年 12 月 9 付け官報

【別掲3】

- 内閣訓令第1号（現代仮名遣い）の実施について
- 内閣告示第1号（現代仮名遣い）（抜粋）



訓令

○内閣訓令第1号

各行政機関

「現代仮名遣い」の実施について
 政府は、本日、内閣告示第1号をもって、「現代仮名遣い」を告示した。
 今後、各行政機関においては、これを現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころとするものとする。
 なお、昭和21年内閣訓令第8号は、廃止する。

昭和61年7月1日

内閣総理大臣 中曾根康弘

告示

○内閣告示第1号

「現代仮名遣い」の実施について
 一 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 二 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 三 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 四 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 五 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 六 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 七 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。
 八 昭和21年内閣訓令第8号の「現代仮名遣い」の施行期日は、昭和61年7月1日とする。

前書き

- この仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし、一方、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けるものである。
- この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである。
- この仮名遣いは、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼさずとするものではない。
- この仮名遣いは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。原文の仮名遣いによる必要のあるもの、固有名称などでこれによりがたいものは除く。
- この仮名遣いは、擬声・擬態的描写や漢字、特殊な方言音、外来語・外来音などの書き表し方を対象とするものではない。
- この仮名遣いは、「ホオ・ホホ(糊)」「チキカク・チカク(的職)」のような発音にゆれのある語について、その発音をどちらかに決めようとするものではない。
- この仮名遣いは、点字、ローマ字などを用いて国語を書き表す場合のきまりとは必ずしも対応するものではない。
- 歴史的仮名遣いは、明治以降、「現代かなづかい」(昭和21年内閣告示第33号)の行われる以前には、社会一般の基準として行われていたものであり、今日においても、歴史的仮名遣いで書かれた文献等を読む機会が多い。歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかわりをもつものとして、尊重されるべきことは言うまでもない。また、この仮名遣いにも歴史的仮名遣いを受け継いでいるところがあり、この仮名遣いの理解を深める上で、歴史的仮名遣いを知ることは有用である。付表において、この仮名遣いと歴史的仮名遣いとの対照を示すのはそのためである。

本文

凡例

- 原則に基づききまりを示し、表記の慣習による特例を第2に示した。
- 例は、おおむね平仮名書きとし、適宜、括弧内に漢字を示した。常用漢字表に掲げられていない漢字及び音韻には、それぞれ・印及び・印をつけた。

第1 語を書き表すのに、現代語の音韻に従って、次の仮名を用いる。

ただし、下線を施した仮名は、第2に示す場合にだけ用いるものである。

u>

1 直音

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あ | い | う | え | お | が | ぎ | ぐ | げ | ご |
| か | き | く | け | こ | さ | じ | ず | ぜ | ぞ |
| た | ち | つ | て | と | な | に | ぬ | ね | の |
| は | ひ | ふ | へ | ほ | ば | び | ぶ | べ | ぼ |
| ま | み | む | め | も | や | り | る | れ | ろ |
| わ | | | | を | | | | | |

例 あさひ(朝日) きく(菊) さくら(桜) ついでず(費) にわ(庭)
 ふで(筆) もみじ(紅葉) ゆずる(備) れきし(歴史) わかば(若葉)
 えきか(硬化) せいがくか(授業) さんぼ(散歩)

2 転音

| | | | | | | | | | |
|---|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| き | きゃ | き | ぎ | ぎゃ | ぎ | ぎ | ぎ | ぎ | ぎ |
| し | しゃ | し | じ | じゃ | じ | じ | じ | じ | じ |
| ち | ちゃ | ち | ぢ | ぢ | ぢ | ぢ | ぢ | ぢ | ぢ |
| に | に | に | に | に | に | に | に | に | に |
| ひ | ひ | ひ | ひ | ひ | ひ | ひ | ひ | ひ | ひ |
| み | み | み | み | み | み | み | み | み | み |
| り | り | り | り | り | り | り | り | り | り |

【画像】昭和61年7月1日付け官報

【別記3】(つづき)

○内閣告示第1号(現代仮名遣い)(抜粋)(つづき)

第2 特定の語については、表記の慣習を尊重して、次のように書く。

5 次のような語は、「ぢ」「つ」を用いて書く。

(1) 同音の漢字によって生じた「ぢ」「つ」

例 ぢぢみ(脂) ぢぢむ ぢぢれる ぢぢこまる

つつみ(鉄) つつら つつぐ(終) つつめる(射) つつる(器)

【注意】「いちじく」「いちじるしい」はこの例にあたらぬ。

(2) 二語の連合によって生じた「ぢ」「つ」

例 はたぢ(鼻血) そえぢ(添乳) もらいぢち そぢから(底力) ひぢりめん

いれぢえ(入知恵) ちぢのみぢやわん

まぢか(顔近) こぢんまり

：

ちかぢか(近々) ちりぢり

みかづき(三日月) たけづつ(竹筒) たづた(手綱) ともづな だいいづま(新妻)

けづめ ひづめ ひづつち

おこづかい(小遣) あいそづかし わしづかみ こころづし(心尻)

てづくり(手作) こづつま(小包) こづて はこづめ(箱詰) はたらきづめ

みちづれ(道迷)

かたづく こづく(小突) どくづく もとづく ろらづける ゆきづまる

おぼろづかい

つねづね(常々) つくづく つねづね

なお、次のような語については、現代語の意識では一般に二語に分解しにくいもの等として、それぞれ「じ」「ず」を用いて書くことを本則とし、「せかいぢやう」「いなづま」のように「ぢ」「つ」を用いて書くこともできるものとする。

例 せかいぢやう(世界中)

いなづま(稲妻) かたず(固唾) きずな(絆) さかづき(杯) ときわず

はかづき みみずく

うなずく おとずれる(訪) かしずく つまずく ぬかずく ひさまずく

あせみずく くんずほぐれつ さしずめ せすはり なかんずく

うでずく くらずくめ ひとりずつ

ゆうずり(融通)

【注意】次のような語の中の「じ」「ず」は、漢字の音読みでもともと濁っているものであって、上記(1)、(2)のいづれにもあたらぬ。「じ」「ず」を用いて書く。

例 じめん(地面) ぬのじ(布地)

ずが(固燗) りやくず(精肉)

：

付 表

凡 例

1 現代語の音韻を目印として、この仮名遣いと歴史的仮名遣いとの主要な仮名の使い方を対照させ、例を示した。

2 音韻を表すのには、片仮名及び長音符号「ー」を用いた。

3 例は、おおむね漢字書きとし、仮名の部分は歴史的仮名遣いによる。常用漢字表に掲げられていない漢字及び音韻には、それぞれ・印及び・印をつけ、括弧内に仮名を示した。

4 上の音韻の項には、便宜、拗音の例を併せ挙げた。

| 現代語の音 | この仮名遣いで用いる仮名 | 歴史的仮名遣いで用いる仮名 | 例 |
|-------|--------------|---------------|---|
|-------|--------------|---------------|---|

| ズ | ヅ | ズ | ヅ | 給物 | 物 | 知 | 人 | 洗 |
|---|---|---|---|----|----|---|---|---|
| | ズ | ヅ | ズ | 給 | 物 | 知 | 人 | 洗 |
| | ヅ | ズ | ヅ | 水 | 珍 | 一 | 三 | 大 |
| | | | | 水 | しい | つ | 日 | 豆 |
| | | | | 鼓 | 鼓 | 三 | 日 | 常 |
| | | | | 鼓 | 鼓 | 三 | 日 | 常 |

【画像】昭和61年7月1日付け官報

【余談】筆者の氏名のふりがなは、冒頭のクレジットのとおり「づ」を含むのですが、マイナンバーカードの発行の手続きの際、送付された資料で「づ」が「ず」と表示されていました。念のため、ふりがなの訂正手続について自治体に照会したところ、「カードにマイナンバーカードの点字を希望する人に対してのものであり、マイナンバーカードにふりがなが記載されることはありません。カードへの点字表示希望がなければ、申請書は、訂正せず、そのままお使いください。」との回答だったので、訂正手続をとりませんでした。ところが、年金生活者支援給付金の手続で申請書の氏名のふりがなと事務局が保有するふりがな情報とが不一致となり、窓口で言われるがまま訂正手続をとりましたが、後に雇用保険の手続でも不一致を指摘され、自治体の総合窓口担当の方に低姿勢で電話相談したところ、親切に対応していただき、出頭せずに電話による訂正手続をとることができました。今後、筆者の氏名のふりがなの訂正手続が必要になる機会には、三途の川を渡るとき…と予想しています。現在のところ、筆者は、三途の川渡航用のパスポートを持っていません。ふりがなの不一致に起因する三途の川の渡航不可は回避したいところ…。ちなみに、三途は、現代仮名遣いは「さんず」、歴史的仮名遣いは「さんづ」です。